

## 農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金交付事業実施要綱

平成 23 年 5 月 2 日 23 経営第 254 号 農林水産事務次官依命通知  
改正：平成 23 年 11 月 21 日 23 経営第 2217 号  
平成 24 年 4 月 6 日 23 経営第 3556 号  
平成 25 年 4 月 1 日 24 経営第 3758 号  
平成 26 年 3 月 25 日 25 経営第 3735 号  
平成 27 年 4 月 1 日 26 経営第 3420 号  
平成 28 年 4 月 1 日 27 経営第 3309 号  
平成 29 年 3 月 28 日 28 経営第 3075 号  
平成 30 年 3 月 28 日 29 経営第 3509 号  
平成 31 年 3 月 29 日 30 経営第 3048 号  
令和 2 年 3 月 31 日元経営第 3146 号  
令和 3 年 3 月 29 日 2 経営第 3036 号  
令和 4 年 3 月 31 日 3 経営第 3145 号

### 第 1 目的

東日本大震災により、農業者等に甚大な被害が発生しており、速やかな復旧・復興のための取組に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。特に、災害による被害を受けた信用力の乏しい農業者等にとって、復旧・復興のための取組に必要な資金の借入れに支障をきたすことが懸念される。

このため、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の農業信用保険の引受割合を引き上げるとともに農業近代化資金等の保証料負担の軽減のために信用基金の保険料を引き下げ、被災地の都道府県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が代位弁済を確実に実施するための財務基盤を強化することにより、被災農業者等に対する資金の円滑な融通を図ることを目的とする。

### 第 2 定義

- (1) この要綱において、特例保険填補率とは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 112 条の規定により読み替えられた農業信用保証保険法（昭和 36 年法律第 204 号。以下「保証保険法」という。）第 59 条第 6 項及び第 66 条第 3 項に規定する保険価額に乗ずる割合であって、100 分の 90 の割合をいう。
- (2) この要綱において、農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金とは、信用基金の農業信用保険の引受割合を特例保険填補率に引き上げるための財務基盤の強化、農業近代化資金等の保証料負担の軽減を図るために信用基金の保険料を引き下げるための財務基盤の強化及び財務基盤の安定性を維持しつつ保険金支払を確実に実施するための財務基盤の強化に係る経費の助成のため、信用基金に対し国から交付された交付金をいう。
- (3) この要綱において、被災農業者等とは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）に伴う原子力発電所の事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村若しくは葛尾村又は相馬郡飯舘村には場、事業所その他の事業拠点を有する農業者等のうち、その主要な事業用資産について、東日本大震災（地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関（以下「市町村長等」という。）から受けた者（市町村長等の事情によりこれにより難しい場合は、証明

に準ずる確認を受けた者を含む。)であって、次のいずれかの要件を満たす原子力発電所の事故の影響を受けている者をいう。

- ① 東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開していない者又は再開後2年を経過していない者
  - ② 東日本大震災の前から農業経営を継続している者又は東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開した者であって、東日本大震災後の各年における年間売上額が東日本大震災前の直近年の年間売上額の9割に達していない者（東日本大震災の影響により、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた事業用資産（以下「被災事業用資産」という。）について、農地等の災害復旧が完了していない等農業者等の責めに帰すことができない事由により、被災事業用資産を復旧することが困難であった者又は経営再建に必要な事業用資産を取得することが困難であった者であって、被災事業用資産の復旧又は経営再建に必要な事業用資産の取得を行おうとする者に限る。）
- (4) この要綱において、つなぎ融資資金とは、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第18条の規定に基づき設置された原子力損害賠償紛争審査会において、原子力損害の範囲の判定指針等に基づき農業者等に対し支払われる損害賠償金等が実際に農業者等に支払われるまで、借入金債務又は求償債務が3か月以上約定に従い弁済されていない農業者等が農業協同組合その他の融資機関から借入れ、基金協会との間に債務保証委託契約が締結されたものをいう。

### 第3 事業の内容

この事業は、次に掲げる事業に対し、農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金を交付することを内容とする。

#### ① 特例保険填補率及び保険料引下げ助成事業

信用基金に対し基金協会が第4(1)に掲げる対象資金を無担保無保証人（農業協同組合その他の融資機関からの資金の貸付け及び基金協会の債務保証に際し、担保及び保証人（同一経営内から保証人を提供する場合を除く。）の提供を受けないもの）とするため、信用基金の農業信用保険の引受割合を特例保険填補率に引き上げるための財務基盤を強化し、及び農業近代化資金等の保証料負担の軽減を図るため、信用基金の保険料を引き下げるための財務基盤を強化することを内容とする。

#### ② 支払保険金経費助成事業

信用基金が財務基盤の安定性を維持しつつ、保険金支払を確実にを行うために信用基金の支払保険金に係る経費を助成することを内容とする。

### 第4 特例保険填補率及び保険料引下げ助成事業

(1) 特例保険填補率及び保険料引下げ助成事業の対象資金は、次に掲げる資金とする。

- ① 東日本大震災の後、令和5年3月31日までの間に、第2(3)に規定する者である農業者等が借り入れる次に掲げる資金について、基金協会と信用基金との間に農業信用保険の契約が成立したもの。

ア 農業近代化資金（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第2の1に規定する農業近代化資金）

イ 農業経営負担軽減支援資金（農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）第2の(2)に規定する農業経営負担軽減支援資金（地震により被害を受けた被災農業者等に貸し付けるものに限る。））

- ② 東日本大震災の後、令和5年3月31日までの間につなぎ融資資金について、基金協会と信用基金との間に農業信用保険の契約が成立したもの。

- (2) (1) の①の資金に関し農業信用保険の引受割合を特例保険填補率に引き上げるための農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金の財務基盤への充当は、信用基金の年度末において、
- ① 当該年度の各月末の保険価額残高の平均額に各資金の保険料率を乗じて得た額
  - ② 保証保険法第 64 条第 1 項及び第 70 条の規定により納付された金額（返還した金額を除く。）に係る額
  - ③ 当該事業年度において支払った保険金（返還を受けた保険金を除く。）に係る額
  - ④ 独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令（平成 15 年財務省・農林水産省令第 5 号。以下「財会省令」という。）第 14 条の規定により積み立てなければならない支払備金の額に係る額
- について、①と②の合計が③と④の合計額を下回る場合に、その不足額に 100 分の 20 を乗じて得た額（1 円未満の端数は切り捨てる。）とする。
- (3) 農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金の農業近代化資金等の保証料負担の軽減を図るため、信用基金の保険料を引き下げするための財務基盤への充当は、(2) の①の額とする。ただし、平成 23 年 5 月 2 日以後発生分に係る保険価額残高により計算した額に限るものとする。
- (4) (1) の②の資金に関し農業信用保険の引受割合を特例保険填補率に引き上げるための農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金の財務基盤への充当は、信用基金の年度末において、
- ① 当該年度の各月末の保険価額残高の平均額に保険料率を乗じて得た額
  - ② 保証保険法第 64 条第 1 項及び第 70 条の規定により納付された金額（返還した金額を除く。）に係る額
  - ③ 当該事業年度において支払った保険金（返還を受けた保険金を除く。）に係る額
  - ④ 財会省令第 14 条の規定により積み立てなければならない支払備金の額に係る額
- について、①と②の合計が③と④の合計額を下回る場合に、その不足額に 100 分の 20 を乗じて得た額（1 円未満の端数は切り捨てる。）とする。

## 第 5 支払保険金経費助成事業

支払保険金経費助成事業の助成対象となるものは、農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施要綱（平成 23 年 5 月 2 日 23 経営第 255 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 4 に規定する代位弁済経費助成事業の助成対象案件に係る信用基金が基金協会に支払う保険金の額とする。

## 第 6 農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金の管理

信用基金は、農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 47 条各号及び平成 15 年 9 月 30 日財務省・農林水産省告示第 35 号（独立行政法人通則法第 47 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る主務大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件）に規定する方法により管理するものとする。

## 第 7 報告

信用基金は、第 3 の①及び②までに規定する事業への農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金の充当実績について、信用基金の事業年度終了後 3 か月以内に、別記様式により、農林水産大臣に報告するものとする。

## 第 8 国庫への返還

信用基金は、本事業が完了したときにおいて、農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金に残額（回収金及び第6の規定に基づく管理の結果生じた運用益を含む。）が生じた場合には、所要の手続きを講じた上で、当該残額を国に返還するものとする。

また、本事業が完了する前であっても、農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金に使用する見込のない残額が生じた場合には、所要の手続きを講じた上で、当該残額を国に返還するものとする。

附 則（平成23年5月2日23経営第254号）

この要綱は、平成23年5月2日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成23年11月21日23経営第2217号）

- 1 この要綱は、平成23年11月21日から施行する。
- 2 信用基金がこの要綱の施行前に開始した事業に係るこの要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月6日23経営第3556号）

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成25年4月1日24経営第3758号）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行することとし、平成25年4月1日から平成25年度予算成立日前までの間の農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金については、平成25年度予算の成立日以後に交付する。
- 2 信用基金がこの要綱の施行前に開始した事業に係る農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金交付事業実施要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月25日25経営第3735号）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 事業実施主体がこの要綱の施行前に開始した事業に係る農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金交付事業実施要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月1日26経営第3420号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日27経営第3309号）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 事業実施主体がこの通知による改正前の農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金交付事業実施要綱の規定に基づき開始した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月28日28経営第3075号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日29経営第3509号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日30経営第3048号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日元経営第3146号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年3月29日2経営第3036号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 事業実施主体がこの要綱の施行前に開始した事業に係る農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金交付事業実施要綱の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和4年3月31日3経営第3145号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式

農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金充当実績報告書

農林水産大臣 殿

住所  
独立行政法人農林漁業信用基金理事長 氏名

農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金交付事業実施要綱第7の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 特例保険填補率及び保険料引下げ助成事業関係

(1) 実施要綱第4(2)関係

① 当該年度の各月末の保険価額残高の平均額に各資金の保険料率を乗じて得た額  
円

(注) ①の保険価額残高とは特例保険填補率を乗じた額。

② 回収金の納付額(返還した金額を除く。) 円

③ 支払った保険金の額(返還を受けた金額を除く。) 円

④ 積み立てなければならない支払備金の額 円

差引過不足額  $((①+②)-(③+④)) \times 20\%$  円

(2) 実施要綱第4(3)関係

保険料への充当額 円

(3) 実施要綱第4(4)関係

① 当該年度の各月末の保険価額残高の平均額に保険料率を乗じて得た額  
円

(注) ①の保険価額残高とは特例保険填補率を乗じた額。

② 回収金の納付額(返還した金額を除く。) 円

③ 支払った保険金の額(返還を受けた金額を除く。) 円

④ 積み立てなければならない支払備金の額 円

差引過不足額((①+②)-(③+④))×20% 円

2 支払保険金経費助成事業関係

(単位: 件、円)

	資金名	支払保険金額		回収金納付額		差引(充当額)	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
〇〇県基金協会	〇〇資金						
	〇〇資金						
	小計						
〇〇県基金協会	〇〇資金						
	〇〇資金						
	小計						
〇〇県基金協会	〇〇資金						
	〇〇資金						
	小計						
合計							

- 3 農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金からの充当額  
円
- 4 農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金残額  
円
- 5 添付書類  
農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金の残高を証明する書類